6 清教七小<u>発 5 3 号</u> 令和 7 年 3 月 5 日

清瀬市教育委員会 殿

学校名 清瀬市立清瀬第七小学校 校長名 吉 田 有 子

令和7年度教育課程について(届)

このことについて、清瀬市立学校の管理運営に関する規則に基づき、特別支援学級(知的障害)の教育課程を下記のとおり届け出ます。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標及び育成を図る資質・能力

本校における目指す児童の姿を「互いに認め合い、支え合い、高め合う児童」とし、次のように教育目標を設定し、その達成に向けて以下の資質能力の向上を図る。

- 〇よく考える子(重点)【主体的に学ぶ意欲、基礎的な知識・技能、論理的思考、豊かな表現力、 課題対応能力、情報活用能力、キャリアプランニング能力】
- ○思いやりのある子 【他者の気持ちを理解する力、共感する力、他者との違いを認める力、 人間関係形成社会形成能力】
- ○健康で強い子 【すすんで健康保持増進に努める意欲、自己理解自己管理能力、 基礎的な運動技能及び体力・健康についての知識】

(2) 特別支援学級の教育目標

- ◎自ら考え行動する子(重点)【すすんで学ぶ意欲、基礎的な知識・技能】
- ○自分も相手も大切にする子【自分の良さに気付く力、相手の気持ちを考えられる力 自他の命を大切にする心と態度】
- ○心身ともに健康な子 【すすんで運動する意欲、生活、健康についての知識】
- (3) 学校、学級の教育目標を達成するための基本方針
 - ①基礎的な知識や技能の定着をめざし、生育歴、家庭の状況、障害や発達の状態、特性を 考慮した学校生活支援シート及び個別指導計画を作成し、実施・評価するとともに、指 導の充実・改善に努める。
 - ②すすんで学ぶ意欲を育成するために、教科の学習を中心に児童の発達に即した課題に取り組ませるとともに、個別最適な学びと協働的な学びの充実化を図る授業改善を行う。
 - ③生活や健康についての知識を高めるために、家庭と協力しながら、学校生活全般において日常生活の指導を行い、基本的生活習慣の確立を目指す。
 - ④自分の良さに気付き、相手の気持ちを考える力を高めるために、児童の実態、ねらい、 内容などを交流学級の教員と共通理解した上で、通常の学級との交流及び共同学習の 年間計画を作成し、効果的に実施する。
 - ⑤自他の命を大切にする心や態度を育てるために、「子どもの権利」や生命の尊さについて指導し、一人一人の人格を尊重する心や態度を育てる。
 - ⑥すすんで運動する意欲を高めるために、児童の体力・運動能力、生活習慣の的確な把握をし、体力向上を目指した体育・保健指導を中心とした授業の充実を図る。